

鹿屋体育大学職員休職規則

〔平成16年4月1日〕
規則 第24号

改正 平成28年3月23日
規則 第11号

（趣旨）

第1条 この規則は、国立大学法人鹿屋体育大学就業規則（以下「就業規則」という。）第12条第3項の規定に基づき、職員の休職に関し、期間、手続その他必要な事項を定める。

（休職の期間）

第2条 就業規則第12条第1項の規定に該当し、休職とされた場合の休職の期間については、次のとおりとする。

- (1) 同項第1号に該当する休職 3年を超えない範囲内で医師の診断書等に基づき必要と認められる期間とする。
- (2) 同項第2号に該当する休職 その事件が裁判所に係属する間とする。ただし、その係属する期間が2年を超えるときは、2年とする。
- (3) 同項第3号又は第4号に該当する休職 3年を超えない範囲内で別に定める。

2 前項第1号又は第3号の規定に基づく休職の期間が3年に満たないときは、初めに休職した日から引き続き3年を超えない範囲内において、これを更新することができる。

3 第1項第1号に掲げる事由により休職となった職員が復職し、その後同一の傷病又は同一の傷病に起因すると認められる傷病により、復職日以後の暦日6月以内に再度休職する場合の休職期間の取扱いは、当該復職による中断がなかったものとする。

（休職の手続）

第3条 職員を休職にする場合には、事由を記載した説明書を交付して行うものとする。ただし、職員から同意書の提出があった場合にはこの限りでない。

（復職）

第4条 第2条に規定する休職の期間中に休職の事由が消滅したと認められる場合は、すみやかに復職させるものとする。

2 前項にかかわらず、就業規則第12条第1項第1号に掲げる事由に該当し休職された職員が、休職の期間の満了までに復職を願い出た場合は、次に掲げる事項について総合的に判断し、休職の事由が消滅したと認められる場合に復職させるものとする。

- (1) 医療機関における医師の診断書
- (2) 産業医による面談結果

3 休職の期間が満了したときは、当然復職するものとする。

4 職員が復職した場合、原則として休職前の職場に復帰させるものとする。ただし、心身の条件その他を考慮し、他の職務に就かせることがある。

（休職中の身分）

第5条 休職とされた職員は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

2 休職とされた職員は、その休職の期間中、国立大学法人鹿屋体育大学職員給与規則に

において別段の定めのない限り、給与を受けることができない。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平28.3.23規則第11号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。